**小浜城天守閣復元募金実施要綱**

|  |  |
| --- | --- |
| 募金実施期間 | 平成１６年５月１日～平成２６年３月３１日（平成２６年４月１日以降も延長して実施） |
| 募金の対象 | 　広く国内外の個人、法人、団体からの寄付を募ります。　　　　　　　　　　金額は、いくらでも結構です。寄付された方全員のお名前を「永代帳」に記載し、小浜城復元後、天守閣内で公開します。　　　　　　　　　また、１万円以上を寄付された方を「城主」とさせていただき、建設時に「城主証」をお渡しするとともに、お名前を「永体帳」に記載し、公開します。 |
| 募金の使途 | 　この寄付金は、小浜市文化財保護基金（小浜城復元）に積み立て、小浜城復元整備事業の財源に全て充当します。 |
| 募金の方法 | １、お振り込み　　　　　　　　　　市役所４階、文化課で受け付けていますので、文化課（０７７０－６４－６０３４）まで振込用紙の送付をご連絡の上、最寄りの金融機関の口座に「小浜城復元寄付金」と記載して振り込みください。２、募金箱の設置　　　　　　　　　　 小浜市立図書館６階と小浜市役所庁舎１階ロビーに小浜城復元募金箱を小浜市の歴史と文化を守る市民の会が設置しています。 |
| 税法上の取扱 | この寄付金（募金箱分除く）は、下記損金算入（寄付金控除）の対象になります。 ご入金頂ければ、入金確認次第領収書を送付致しますから、下記の税務申告にご利用ください。 |
| ●個人の所得税　総所得金額等の合計額の40％に相当する金額と寄付金額とのうちいずれか少ない方の金額から5千円を控除した金額が、その年の寄付金控除額となります。●個人の住民税　寄付金税額控除を受けることができます。詳しい手続き、控除額等については、お住いの自治体税務課窓口にお尋ねください。●法人の場合　当該事業年度の損金の額に算入されます。但し、損金扱いにならない場合がありますのでご注意ください。 |